

かがわの家ユニットの移転・増設に関する基本構想策定業務委託公募型プロポーザル募集広告

1. 事業概要

① 事業名： ユニット「ジュピター」の移転・増設に関する基本構想策定業務

② プロポーザルの目的

社会福祉法人雲柱社の運営するかがわの家のユニット「ジュピター」の老朽化及び利用希望増による移転・増設を予定している。入居を希望される方の障がい特性に配慮した造りが必要であることから基本構想を策定することになった。ついては、定められたスケジュールの中で業務を遂行できる能力のある設計者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により設計者を選定するものである。

③ 計画規模・予定地：土地面積 120～150 坪程度（予定） あきる野市内
グループホーム 定員 15 人前後・短期入所

2. 提出書類：提案にあたり、下記を書面にて提出してください。

① 事業概要・施設整備の基本理念・コンセプト・設計上重視するポイントを簡潔にまとめた提案書

② 建て替え予定表（概略工程表） ③業務経歴書（障害福祉サービス事業を行う施設等）④会社案内

⑤ 基本構想業務見積書

見積りは、基本構想契約締結日から基本設計前までの業務期間の見積りとし、基本構想策定業務から基本設計に向けての企画案の作成を含むものとする。

3. 審査：書類審査及びプレゼンテーションを予定

4. 資格要件：プロポーザルの参加資格は、募集開始日現在において以下の要件をすべて満たすものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(エ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続し 5 年以上行っていること。

(オ) 社会福祉施設等の建設に関する基本構想、基本計画、基本設計又は実施設計の業務実績があること。

(カ) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

5. 提出方法：持参、又は郵送もしくは宅配便（書留など手渡ししたことが証明されたものに限る）

提出期限は令和 4 年 9 月 29 日（木）必着とする。

6. プレゼンテーション：令和 4 年 10 月 6 日（木）午後

場所：東京都世田谷区上北沢 3-8-19 社会福祉法人雲柱社 法人本部

1 社につきプレゼンテーションは 30 分以内（質疑応答含む）

※時間は個別に連絡。なお応募多数の場合は日程が変更有。

7. 審査結果：令和 4 年 10 月 24 日（月）に全ての参加者に郵送又はメールにて通知

8. 提出書類の取扱い

① 提出された書類は、返却しません。

② 提出された書類は、必要に応じて複写（審査での使用に限ります）します。

9. 提出先・問い合わせ先

〒184-0005 東京都小金井市桜町 2-4-3 社会福祉法人 雲柱社 小金井生活実習所

電話：042-381-2423 FAX：042-385-0811

担当：西村 メールアドレス：nishieria-c@unchusha.com

10. その他

(ア) 提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。

(イ) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

1. 提案書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

(ウ) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知します。